

別表 1

(1) 苗木購入経費補助事業

事業実施主体	(1) 市内に住所を有する農業者、農業関係団体。
補助要件	(1)市税の滞納がないこと。 (2)市内に販売を目的として果樹を 5 a (500 m²) 以上新植すること。 (3)補助事業完了後 5 年以上、営農（果樹栽培）の継続が見込まれること。 (4)申請時点で未着手（未注文）であること。 (5)収穫された果実については、ふるさと納税の返礼品として出荷するよう努めること。 (6)将来果樹等に関する協議会が本市内で設置された際には積極的に参加すること。 (7)申請した年度の 1 月末までに事業を完了すること。
補助対象経費	果樹苗木の新植に要する経費のうち購入実費相当額。ただし、国の「果樹経営支援対策事業」その他補助制度の対象とならないものに限る。
補助金額等	果樹苗木の購入実費相当額。その際の苗木購入の上限額は別表 3 のとおりとする。
補助対象限度額	予算の範囲内の以下とする。
備 考	○当該事業は、果樹苗木の購入費用に対する補助ではなく、所定の新植・改植・補植に對して補助するものであること（補助金額を果樹苗木の購入実費相当額により算定）。 ○適切な植栽密度を保ったうえで定植を行うこと。 ※ 補助金の繰り越し（着手～完了が 2 カ年度にまたがる）は不可。

(2) 果樹設備新設事業

事業実施主体	(1) 市内に住所を有する農業者、農業関係団体。
補助要件	(1)市税の滞納がないこと。 (2)市内に販売を目的として果樹を 5 a (500 m²) 以上新植すること。 (3)補助事業完了後 5 年以上、営農（果樹栽培）の継続が見込まれること。 (4)申請時点で未着手（未注文）であること。 (5)収穫された果実については、ふるさと納税の返礼品として出荷するよう努めること。 (6)将来果樹等に関する協議会が本市内で設置された際には積極的に参加すること。

	(7)申請した年度の1月末までに事業を完了すること。
補助対象経費	果樹を新植するにあたり必要な防風ネット、果樹棚等の果樹設備新設に関する資材費及び設置に関する費用（移動式加温機は除く）。
補助金額等	果樹設備新設に関する資材費及び設置に関する費用。
補助対象限度額	予算の範囲内とし、上限額は1,200円/㎡とする。
備 考	○当該事業は、設備設置予定日（着手及び完了）の属する年度の補助金を申請すること。 ※ 補助金の繰り越し（着手～完了が2カ年度にまたがる）は不可。

（3）未収益期間支援事業

事業実施主体	(1) 市内に住所を有する農業者。
補助要件	(1)市税の滞納がないこと。 (2)市内に販売を目的として果樹を5a（500㎡）以上新植すること。 (3)補助事業完了後5年以上、営農（果樹栽培）の継続が見込まれること。 (4)収穫された果実については、ふるさと納税の返礼品として出荷するよう努めること。 (5)将来果樹等に関する協議会が本市内で設置された際には積極的に参加すること。
補助対象経費	新植後の未収益期間最大3年間について、毎年度10a当たり最大5.4万円を補助。ただし、年間最大10aを上限とする。また出荷年度は含まないものとする。
補助金額等	予算の範囲内の定額／1事業・年度当たり。
備 考	○年度の途中で補助金申請を行った際、一月につき10a当たり4,500円の月割りで補助の対象とする。ただし、補助金額に百円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。